

答 申 第 ● 号

令和 2 年 12 月 ● 日

三重県警察本部長 岡 素彦 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県警察における公文書の管理に関する訓令（案）  
について（答申）

令和 2 年 11 月 19 日付け広発第 304 号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県警察における公文書の管理に関する訓令（案）（以下「訓令案」という。）について、次のとおり、審査会として意見を申し述べるとともに、適切な見直しを検討されることを求める。

- ① 訓令案の名称について、三重県公文書等管理条例（以下「条例」という。）第 11 条に規定する公文書等管理規程であることが分かるような名称とするとともに、当該公文書管理規程は、条例第 2 条第 1 項の実施機関が文書管理の最終責任者として定める趣旨であるから、警察本部長が規定したことが分かるような名称とすることについて、検討されたい。
- ② 条例第 11 条第 2 項で収受に関する事項を公文書管理規程の記載事項としたのは、収受手続をできるだけ標準化し、かつ、これを公表しようとする趣旨によるものである。

訓令案第 13 条のように特例を定める場合は、同条の濫用を防止するため、その要件として同条第 1 項の「特別の類型に属するもの」を具体的に定めるとともに、「別段の定め」の内容についてもできる限り限定して定めるべきである。

- ③ 訓令案第 35 条は、警察庁における行政文書の取扱いに関する訓令（平成 23 年警察庁訓令第 7 号）第 35 条と同様の条文であるが、同訓令の制定根拠である公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）には、条例第 7 条のように、正当な理由のない場合の公文書の書換えを原則として禁止する条文がないことに留意する必要がある。

すなわち訓令案第 35 条は、起案文書の修正について「決裁を経れば書換えできる」と解釈されるおそれがあり、また修正する場合の正当な理由がどういったものなのか明確となっていないため、条例や公文書管理規程に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の規定の趣旨に適う内容とすべきである。

- ④ 訓令案第 53 条第 2 項の監査を行う監査責任者として、訓令案第 9 条第 1 項により総務課長が充てられるが、総務課長は訓令案第 5 条第 1 項の副総括文書管理者も兼ねている。

監査の実効性を確保し、県民の理解を得るためには、副総括文書管理者でない者を監査責任者に充てるべきである。

- ⑤ 訓令案第 62 条第 1 項は、秘密文書の指定は必要最小限にとどめる旨を定めているが、これを制度的に担保するための措置が定められていない。

秘密文書の管理は、限られた職員のみ行える例外的な取扱いであることから、訓令案第 61 条の指定権者が恣意的に指定することのないよう、事後的チェックその他制度的に担保するための措置について検討されたい。

- ⑥ その他訓令案第 33 条第 1 項の「記載するなどするものとする」の「など」は不要と考えられるので、申し添える。